

・□□

204×(20)×6 059

表面の第二字は「サ」冠の文字とみられる。表裏とも墨痕は認められるが判読はできない。木簡の側辺の一部は欠損している。下半は一方から切り込んで幅をせばめ、さらに先端を二次的に削ってとがらしている。また、中央近くには一孔を穿っている。

本木簡は判読はできないものの六世紀末～七世紀初頭のもので、木簡としては最も古い事例に属し、しかも、集落跡から出土した点が目ざれるところである。この集落を特異な建物をもつ集落、すなわち、渡来系集団の集落と解釈することによって、この木簡の存在が理解されよう。

(林 博通)

大阪府立泉北考古資料館

『記された世界展』の紹介

一九八三年六月七日から九月二五日にかけて大阪府立泉北考古資料館において「記された世界——大阪府下出土の墨書土器文字瓦と木簡展——」が開かれた。副題にあるように大阪府出土の墨書土器・文字瓦・木簡が一堂に集められ、興味つきない展示であった。同展の概要を紹介した「泉北考古資料館だより」一六号も刊行されている。

栃木・下野国府跡

- 1 所在地 栃木県栃木市田村町
- 2 調査期間 一九八二年(昭57)五月～一九八三年(昭58)三月
- 3 発掘機関 栃木県教育委員会・栃木県文化振興事業団
- 4 調査担当者 大金宣亮・田熊清彦・木村 等・中野正人・大橋泰夫
- 5 遺跡の種類 官衙跡
- 6 遺跡の年代 奈良時代～平安時代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



下野国府跡は、栃木市の東方を南方へ流れる思川右岸の沖積低地に位置している。この思川を東へ越えた対岸の台地上には、下野国分寺・同国分尼寺(国分寺町)が所在している。

(壬生) 本遺跡の調査は、八二年度の発掘調査(第一八・二〇～二四次)を終了して都合二四次、八箇年に及ぶもので

ある。昨年度の調査において検出した主な遺構は、第一八次——政庁の西隣地区に木簡・削屑を出土した土壙二〇余基、第二〇次——政庁内郭北辺塀から北へ一町付近に東西道路（路面幅、約三〇尺）、第二二次——政庁から南三町付近に、政庁へ連続している南北道路及びその西側に掘立柱塀によって区画される建物群、第二三次——国府域内を区画するものとみられる溝跡や政庁南西隅へ向う大溝、第二四次——政庁中央から東へ約一六二m（約二町半）付近の南北大溝

壙から出土したものである。

(1)(2)はSK—〇一一土壙（長さ約二・六m、幅約二・二m、深さ約〇・五m）の上面を覆う政庁Ⅱ期焼失時の整地土の下位層(1)と最下層(2)から出土したものである。(3)(4)はSK—〇一三土壙（長さ約六・六m、幅約三・六m、深さ約〇・四m）、(5)はSK—〇一八土壙（幅約三・〇m、深さ約〇・四m）の底面小穴中から出土している。(6)はSK—〇二七B土壙（深さ約〇・三m）のほぼ底面からの出土である。また、(1)と同一層位中には漆紙文書四点（「延暦□年十月五日」と年紀の読みとれるもの等）が含まれている。なお整理途中ではあるが、今回報告するものの他に千余点以上の木簡削屑が出土している。

8 木簡の釈文・内容

(1) ・×延暦十年七月廿□×

〔中カ〕
(124)×(24)×3 081

(2) ×
□□□□□□□□
六月廿三日符買進甲料皮 ×
〔依カ〕〔廿カ〕〔進〕
091

(3) ・×
□□□□□□□□
〔解カ〕〔文〕
〔薬〕
月料 師寺
(62)×27×5 061

(4) ×□田者此不□必申給也仍□×
〔也カ〕
(195)×(16)×2 081

(5) ・×徳 徳 徳
天平元□□×

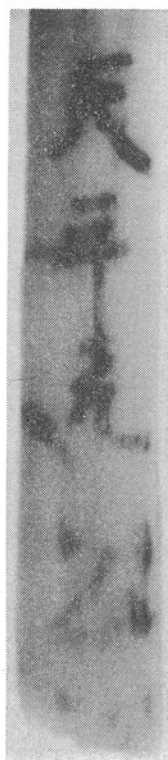
・×
□□□□□□□□
〔学生カ〕〔丈丈丈〕
丈マ濱足足足×
(176)×(12)×3 081

(6) ・
始政日文
□□□□□□□□
〔二月〕
(93)×(27)×5 061

(1)は、天地部・左右両側縁部とも腐蝕している。年紀は、本片の中位から下半にかけて記されている。裏面には、中央部分に一字（中カ）が認められる。(2)は、左側がうすく半月形に残る削屑である。文字は縦二行にわたり、同様な書式によって記録されている。某年度の三月と六月とに国符をもつて用達した物品名が摘録されている。(3)は軸部が折損されているものの、題籤部は良く遺存している。文字は、表裏面とも二行に書かれている。本簡は、当国薬師寺より国府あて上申された月料についての文書に付された題籤であろう。下野国薬師寺は、『続日本後紀』嘉祥元年十一月己未条に「下野国言、薬師寺者、天武天皇所建立也。」と見え、同日の太政官符（『類聚三代格』巻第三）によっても天武天皇の建立と伝わる官寺であり、

また、『東大寺要録』巻第一には天平宝字五年正月二日のこととして「下勅於下野薬師寺、筑紫観世音寺始建戒壇。」とあり、戒壇が設置されたことが知られる。道鏡は、造下野薬師寺别当として左遷されている。(4)は、四断片を接合したものであり、天地部分は腐蝕している。裏面に文字は認められない。上端文字はシンニウとみられる墨跡がのこっている。完存する五文字目の左側は割損している為に「也」字としてよいのかや疑問がのこる。(5)は、三断片に折損されているものの接合は可能である。天部は削損し、地部・左・右辺は割損あるいは折損している。文字ののこる両面は、部分的ではあるが墨書後の削りが加えられている。表裏両面に見られる書体がやや異なっており、あるいは異筆の可能性も考えられる。遺存する断簡の左・右端付近に何文字分かの墨跡がみとめられる。(6)は、題籤部の三分の一と軸部の下半が折損している。「始政日文」の題辭が注意される。例えば、新任国司の行事として「扨吉日、始行交替政事。」(『朝野群載』巻三二国務条々事)とされている。

今回報告した木簡のうち、(5)は下野国府の政庁Ⅰ期機能時期につ



木簡(5) (部分)

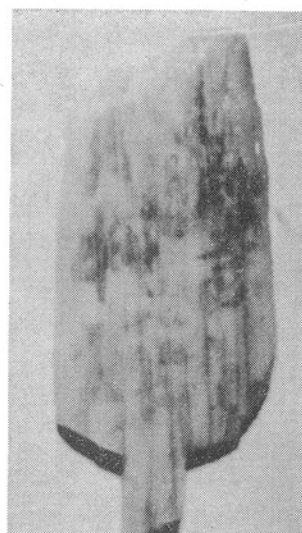
いての傍証を得たものであり、(1)は政庁Ⅱ期建物群焼失時期を示唆するものである。ようやく木簡等の資料によって当国府の具体的な様相も明らかになりつつあると言えよう。

なお、木簡釈読については、土田直鎮・岸俊男・佐藤宗諄・鬼頭清明・平川南・東野治之・佐藤信・佐藤和彦の諸先生に御示教を賜わった。謹謝申し上げる次第である。

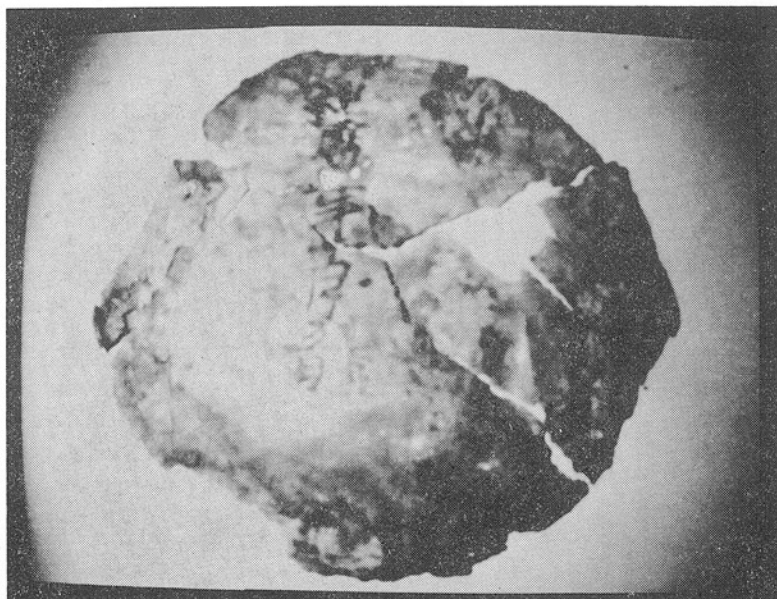
9 関係文献

栃木県教育委員会『下野国府跡発掘調査概報Ⅴ』(一九八二年)

(大金宣亮・田熊清彦)



題籤(3)



漆紙文書（赤外線テレビによる）

栃木・下野国府跡寄居地区遺跡よりい



(壬生)
 検出遺構は、堅穴住居跡
 一四軒・溝状遺構一〇条・
 掘立柱建物跡二棟・土塀一
 六基・井戸跡一基等である。

発掘調査は、道路改良工
 事に先がけて行ったもので
 ある。

原東遺跡（北東約二〇〇m）
 が所在している。

本遺跡は、栃木市の東方を南流する思川の右岸沖積低地上に位置
 する。また、この沖積低地上には下野国府跡（南東約八〇〇m）や長

- 1 所在地 栃木県栃木市寄居町
- 2 調査期間 一九八二年（昭57）四月～七月
- 3 発掘機関 栃木県教育委員会・栃木県文化振興事業団
- 4 調査担当者 岩淵一夫・木村 等
- 5 遺跡の種類 集落跡
- 6 遺跡の年代 奈良～平安時代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要